

平成 25 年度石綿の健康リスク調査の実施に当たっての留意事項

1. 平成 25 年度調査の実施に当たっての留意事項

(1) 受診者の検査項目について

平成 25 年度の新規受診者について

胸部エックス線検査及び胸部 CT 検査を実施します。

なお、平成 25 年度新規受診者が次年度（平成 26 年度）継続受診される場合の胸部 CT 検査の実施については、被ばくりスク等に配慮し次のとおりとします。

「第 2 期石綿の健康リスク調査計画書」では初年度と最終年度は全員が胸部 CT 検査を受診し、最終年度の所見を確定することとしていますが、平成 25 年度の新規受診者で所見が無かった者に対しては、最終年度（平成 26 年度）の胸部 CT 検査を省略することができるとします。ただし、平成 26 年度の胸部エックス線検査で、異常が疑われれば胸部 CT 検査を実施してください。

平成 24 年度以前からの継続受診者について

平成 24 年度以前の検査において有所見者と判断された者は、胸部エックス線検査及び胸部 CT 検査を実施します。

平成 24 年度の検査において、所見がなかった者については、胸部エックス線検査のみを実施しますが、検査の結果、所見が疑われた場合などには、必要に応じて胸部 CT 検査を実施してください。

(2) 調査対象者に対する継続受診の依頼について

これまでの受診者のうち、所見を有しているが医療の必要がないとされた者、所見を有しない者と判断された者ともに、継続参加の呼びかけをしていただいているところですが、特に、の者については、定期観察や継続的な所見の変化を確認する観点から、できる限り継続して参加していただけるよう留意ください。

2. 報告書作成に当たっての留意事項

平成 25 年度石綿の健康リスク調査の報告書の取りまとめに当たっては、以下の点について留意してください。

(1) 平成 25 年度

平成 22、23、あるいは 24 年度の受診者が本年度（平成 25 年度）の調査に参加しなかった場合であっても、当該受診者のデータは A 表（個別一覧表）からは削除しないでください。

(2) 医療の必要があるとされた者の診断結果等の集計について

医療の必要があるとされた者の診断結果等の集計については、平成 24 年度だけでなく、平成 22、あるいは 23 年度に医療の必要があるとされた者についても診断結果等の記入を行ってください。

(3) 調査対象地域内の居住者数について

調査対象者のうち、現在も調査地域内に居住している者の人数について記入漏れがないよう留意をお願いします。